

Title	巻頭言 自由競争の前提となる公正競争の確保：「市場」 独占抑制のための課題
Author(s)	阿久戸, 光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.42, 2008.8 : 3-5
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4009
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

巻頭言 自由競争の前提となる公正競争の確保

——「市場」独占抑制のための課題——

聖学院大学総合研究所副所長
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

冷戦崩壊後、人権・自由・デモクラシーという人類共同体形成必須の「価値」が歴史的に明確になった。しかし人権・自由・デモクラシーの内実化が課題となっている。ところで日本に限らず、あらゆる社会の領域で自由市場競争の徹底化が進められている。そのことで、社会の活性化が担保されるという。しかし自由競争は、公正競争が前提となっていないはずであり、またいわゆる「敗者」復活の可能性が保障されなければならない。そのことで長期にわたる社会の努力競争や創意工夫競争が促進され、世代を超えた社会発展が期待されるのである。しかし現実には一世代の「勝者」はその勝利を固定化し、世代を超えてその有利な立場を継承しようとする。また組織の「勝者」はその勝利を種々のシステムを通じて確保し続けると同時に、「敗者」を呑み込んでいき、巨大化かつ独占化をしていこうとする。こうして自由競争は短期間に限られることになり、「勝者」と「敗者」が固定されて両者の格差が是正されることなく拡大し、あるいは「敗者」が消滅し「勝者」が肥大化していく。

すなわち自由の精神でスタートした市場競争が、一度かぎりの「決着」によって競争の舞台たる市場独占化をもたらし、やがて競争自体が停止し、市場自体が独占組織の「鉄の檻」に入れられ、結局自由な経済活動が死滅していくという自己矛盾である。

近年種々の社会活動領域で、自由市場競争への掛け声と裏腹に、競争阻害の動きが「強者」の側に見られる。競争者同士の種々の協定の試み（カルテル的效果）、また競争の「勝者」または「強者」による競争相手の吸収の動き（トラス特的效果）、そしてついに巨大な有機体を目指し、国家権力から交渉パートナーの一つと認知されるまでに至る（コンツェルンの效果）プロセスが各方面で見られるのではないか。これらはいずれも競争を阻害し、市場独占が形成されていくプロセスである。このことは自由競争をきつかけとした競争阻害の典型的結末であり、日本社会の将来に暗い影を投げかけている。これは高等教育機関においても例外ではない。

市場独占を抑制し、公正競争を長期にわたって保障するためには、規制緩和時代においても持続すべき、一定の法的規制が必要である。それは国家の必要性からでなく、「一時的敗者」の復活の可能性を保障するシステムづくりを目指した、生存権的人権（日本国憲法第二五条）の観点からのアプローチである。人類史において自由競争市場の確立に最も貢献してきたアメリカ合衆国における一九世紀後半、独占市場が顕著に形成され、自由放任経済政策が逆に自由競争を阻害するという事態を招き、シャーマン法（一八九〇年制定）やクレイトン法（一九一四年制定）などの連邦反トラスト法が制定された。またさらに国連アナン前事務総長がスイス・ダボスの世界経済フォーラム（本学の速水優全学教授が当時日本銀行総裁として出席）においてグローバル・コンパクトを提唱した。これは、多国籍企業に各国の人権保障・労働条件の世界的最低基準遵守・自然環境保護を誓約させ、世界的に

広がるグローバル企業の肥大化・独占化を警戒した観点からなされたことにほかならない（もつともこの構想は多国籍企業の「善意」に依存し、肝心の公正競争阻害抑制の政策が甚だ不明確であり、実効性に大きな疑問が残されたと思う）。以前この巻頭言（二〇〇五年第三三三号）で申し述べたように「情報グローバルゼーション」とは異なる「経済グローバルゼーション」の問題点とは、このような自由市場が世界的に確立された時代における次の段階で、まさに競争阻害的動きが顕著となり、世界各地、特に開発途上国におけるローカルな地域で数多くの「敗者」や「被吸収者」を生み出している危機状況にほかならない。そのことが世界各地における経済拡大化への動きと並行して、人心の虚無化の諸現象を生み出していると言わざるを得ない。

先般、秋葉原で無差別通り魔殺人事件が発生した。伝えられるところでは、加害者には、人格的コミュニケーションの欠乏と競争社会の「敗者」の固定に対する絶望が強かったと見られる。多くの悲惨な被害に対する加害者の責任には弁解の余地はない。しかし死刑願望を抱いて凶行に走る近年の諸事件はもとより、今回の加害者の心理を含めこの不気味な社会的病状について、当総合研究所をはじめ日本の関係研究機関は、その深因を人間学・社会学・経済学そして神学を含め、あらゆる知の観点から解明していく責任があり、この克服の道筋を示す責任がある。「鉄の檻」に閉じ込められた「負け組み」の増大化。日本社会における経済力の疲弊化の問題と並行して、この社会の公正競争阻害の現実化は、深刻な局面にまで来ている。